

## 静岡県公安委員会規程第16号

指定講習機関が行う若年運転者講習の実施に関する規程を次のように定める。

令和4年7月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

指定講習機関が行う若年運転者講習の実施に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項第3号の規定による指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が行う若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。）（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定講習機関の指定)

**第2条** 静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の4第1項第3号の規定により、講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）で定める基準に適合する者を指定し、講習を行わせるものとする。

2 規則第2条第1項の申請書の様式は、指定講習機関指定申請書（様式第1号）のとおりとする。

3 公安委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し指定書（様式第2号）を交付するものとする。

(公示事項等の変更の届出)

**第3条** 規則第4条第1項又は第3項の規定による届出は、公示事項等変更届出書（様式第3号）を提出して行わなければならない。

(運転適性指導員の確保)

**第4条** 指定講習機関は、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員（以下「運転適性指導員」という。）を必要数確保するものとし、同号に規定する運転適性指導には、これ以外の者を従事させてはならない。

(講習業務規程の認可の申請等)

**第5条** 規則第9条第1項の申請書の様式は、講習業務規程認可申請書（様式第4号）のとおりとする。

2 規則第9条第2項の申請書の様式は、講習業務規程変更認可申請書（様式第5号）のとおりとする。

(適合命令等)

**第6条** 法第108条の8の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

(講習の休廃止の許可の申請)

**第7条** 規則第14条第1項の申請書の様式は、休廃止許可申請書（様式第7号）のとおりとする。

(指定の取消し)

**第8条** 公安委員会は、法第108条の11の規定による指定の取消しをしたときは、当該指定の取消しを受けた者に対し指定取消通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

(講習の実施計画)

**第9条** 指定講習機関は、毎月10日までに翌々月の講習実施計画を策定し、公安委員会に報告するものとする。

(受講の申請の受理等)

**第10条** 講習に係る受講相談、受講資格の確認並びに受講の日時及び場所の指定の手続は、公安委員会において行うものとする。

2 指定講習機関は、前項の規定により当該指定講習機関での受講を指定された者から受講の申出があったときは、別に定める受講申請書を受理するものとする。

3 指定講習機関は、第1項の規定による受講の日時及び場所の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会による当該指定を受けさせた上で、前項の受講申請書を受理するものとする。

(講習の実施基準)

**第11条** 講習の実施基準は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第14項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 1学級3人の編成を基準とし、1学級につき運転適性指導員1人を配置することを原則とする。

(2) 講習は、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める課程に基づいて行う。

(若年運転者講習終了証明書の交付)

**第12条** 指定講習機関は、講習を終了した者に対し若年運転者講習終了証明書（様式第9号）を交付するものとする。

(講習結果の報告)

**第13条** 規則第11条の規定による講習結果報告書の提出は、若年運転者講習結果報告書（様式第10号）により、講習を終了した当日に行うものとする。

(特異事案等の報告)

**第14条** 指定講習機関は、講習中に受講者が関係する交通事故その他特異事案が発生した場合は、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(保秘)

**第15条** 指定講習機関の役員及び職員は、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区分して適正な業務管理に努めるものとし、これらの職にある間及びこれらの職を退いた後において、受講者に関する情報その他の講習に係る情報を漏らしてはならない。

(委任)

**第16条** この規程の実施に関し必要な細目的事項は、本部長が定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>指 定 講 習 機 関 指 定 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称</p> <p>道路交通法第108条の4第1項の規定による指定を受けたく、同条第2項の規定により申請します。</p>	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	若年運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添付書類	

(注) 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡公委指令運免第 号

指 定 書

住 所

氏名又は名称

道路交通法第108条の4第1項の規定により、次の特定講習の種別に係る指定講習機関として指定する。

特定講習の種別 若年運転者講習

年 月 日

静岡県公安委員会 印

公 示 事 項 等 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

氏名又は名称  
及び代表者の氏名

指定講習機関指定申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じるので  
添付書類の内容 生じたので  
指定講習機関に関する規則第4条第1項 第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更する事項（変更が生じた書類の内容）

2 変更後の事項（変更後の書類の内容）

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

講 習 業 務 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称

道路交通法第108条の6第1項前段に規定する講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称

道路交通法第108条の6第1項後段に規定する講習業務規程の変更の認可を受けたく申請  
します。

認可を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 代 表 者 の 氏 名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

様式第6号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

静岡委指令運免第	号
命 令 書	
年 月 日	
殿	
静岡県公安委員会 印	
道路交通法第108条の8	第1項 第2項
の規定により、下記の措置をとるべきことを命ずる。	
と お り	
記	
措 置 （ 命 令 ） 内 容	
理 由	

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。



(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

休 廢 止 許 可 申 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所  
申請者  
氏名又は名称

道路交通法第108条の10に規定する特定講習の 休 止 廢 止 の許可を受けたく申請します。

許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	若年運転者講習
休止し、又は廃止しようとする年月日	年 月 日
休止しようとする場合にあっては、その期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止し、又は廃止しようとする理由	

(注) 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第8号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

静公委指令運免第 号

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所  
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の11第 項の規定に基づき、下記の理由により指定講習機関としての指定を取り消したので通知します。

記

番 号	
理 由	

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 氏 名

印

